

平成31年度(2019年度) 「ものづくりインストラクター」募集中!!



基盤技術、生産・品質管理、現場改善等のスキルや指導経験を持ち、若手従業員・実業系学生などの「人材育成」に講師としてご協力いただける方を『ものづくりインストラクター』として募集しています。



◆登録対象者

次のすべての要件を満たす方が登録対象となります。

- ① ものづくり基盤技術または生産管理、品質管理、商品企画・開発、現場改善等のものづくり専門分野において20年以上の従事経験を有すること
- ② 若手や後進指導育成能力と熱意を持ち、講師として活動可能であること
- ③ 指導技法等の講習、若しくはそれに準ずる講習等を受講していること

※十分な教育・指導経験を有する方については③は免除されます。

また、講習未受講かつ教育・指導経験を有しない方については、工業会事務局が実施する「インストラクター養成講座」を受講した後に登録となります。

◆申込期間 随時受付いたします。

◆活動について

県内企業や教育機関等から講師派遣依頼があった場合、工業会事務局より講師派遣についてご相談させていただきます。

◆謝礼

派遣依頼に応じて活動を行った場合、謝金（日額20,000円）及び旅費（工業会事務局の規定による）をお支払いたします。

◆活動に係る経費について

研修に係る費用（会場費、材料費等）は事業で支払うため、ものづくりインストラクターからのご負担はありません。

新しい制度が出来ました！
この機会に是非、
「ものづくりインストラクター」
としてご活躍してみませんか？

詳細は裏面をご覧ください。下記までお気軽にお問合せください。

事業全般に関するお問合せ

青森県商工労働部産業立地推進課 産業人材グループ
〒030-8570 青森市長島1-1-1

【TEL】017-734-9386

【FAX】017-734-8109

【メール】ritchi@pref.aomori.lg.jp

ものづくりインストラクター登録申込み先

(一社) 青森県工業会 事務局

〒030-0801 青森市新町2-4-1 青森県共同ビル7階

【TEL】017-721-3860

【FAX】017-723-1243

【メール】info@aia-aomori.or.jp

◆ものづくりインストラクターの目的

ものづくり分野における優れた技術・技能と豊富な経験を有する方々に「ものづくりインストラクター」としてご登録いただき、青森県内企業や教育機関等において講師としてご活躍いただくことによって、青森県内ものづくり産業の生産性向上及び人材育成に資することを目的としています。

◆登録までの流れ

- ① 登録希望者は、「ものづくりインストラクター登録申込届」を工業会事務局へ提出します。
- ② 工業会事務局は、申込届及び添付書類の内容をもとに登録基準に該当するかを確認のうえ登録の適否を判断し、適格と認められたときは、登録希望者へ「ものづくりインストラクター登録通知書」を交付します。

◆想定される活動事例

<想定活動 1>

- ①派遣先：県内実業高校等
- ②受講者：学生・学校関係者等
- ③内容：外部講師として実習や講演等でものづくりの魅力や自己の技術力を高めることの醍醐味などについて、経験談を交え伝える。

<想定活動 2>

- ①開催場所：県内ホテル、研修会場等
- ②受講者：県内企業の開発系従業員
- ③内容：スキルアップや多能工化を目指す開発に携わる従業員向けに、技術動向などについて集合研修形式で講演する。

<想定活動 3>

- ①派遣先：県内企業（金属製品製造業）
- ②受講者：若手技術者（機械設計等）
- ③内容：素材・使用条件等に最適な作業方法の選択の仕方や技能・技術の伝承を実演を交えて技術指導する。

<想定活動 4>

- ①派遣先：県内企業（食料品製造業）
- ②受講者：新採用者等若手従業員
- ③内容：マーケティング手法を取り入れた商品企画・開発、販路構築など、売れる商品づくりに必要となるスキルを若手従業員向けに対し実地研修する。

◆個人情報の取扱

青森県及び工業会事務局は、青森県個人情報保護条例に基づき、ものづくりインストラクター登録者の個人情報を適切に管理します。